

平成 27 年 9 月 24 日  
久留米市総務部契約課

登録業者・入札参加業者 各位

### 久留米市発注工事等からの暴力団関係業者の排除について

久留米市では、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展を目的に、平成 22 年 10 月に「暴力団排除条例」を施行し、下記のとおり市発注工事等からの暴力団排除に取り組んでおります。

市発注工事等の入札参加者の皆様におかれては、ご留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 契約約款の内容（契約解除）

- ① 請負者（元請負人）が、工事請負契約書第 47 条の 3 第 1 項各号に該当する業者（以下「暴力団関係業者」という。）の場合、市は契約を解除することができます。この解除により請負者（元請負人）に損害があっても、市はその損害の賠償の責は負いません。また、この場合の違約金は、請負代金の 10 分の 1 となります。
- ② 暴力団関係業者を下請負人にしてはなりません。請負者（元請負人）が暴力団関係業者を下請負人としていた場合、市は請負者（元請負人）に対して、当該下請契約の解除等を求めることができます。この解除等による損害については、請負者（元請負人）が責任を負うものとします。また、請負者（元請負人）が正当な理由なく市からの解除要求に応じなかった場合、市は請負者（元請負人）との契約を解除することができます。

##### 2. 誓約書の提出

競争入札参加資格申請（更新）時および契約締結時に、市に暴力団排除に関する条項等を認識・了承した旨の「誓約書」の提出が必要になります。

また、下請施工を行う場合、請負者（元請負人）は、下請負人に対して「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員に提出しなければなりません。

##### 3. 施工体制台帳の提出（建設工事のみ）

下請施工を行う場合、請負者（元請負人）は、建設業法に基づき施工体制について市に報告する義務があります。

報告された下請負人が暴力団関係業者と確認された場合、契約約款に基づき、請負者（元請負人）に対して下請契約解除要求を行います。請負者（元請負人）が正当な理由なく下請契約解除要求に応じない場合、請負契約解除となります。

#### 4. 施工体制の確認（建設工事のみ）

監督職員の施工監理、契約課調査員による現場調査ならびに工事検査課による中間検査等を実施し、施工体制の実態を調査します。

#### 5. 不当介入の通報義務

市発注工事等に関し、暴力団等から不当要求を受けた場合、所轄の警察署および市に報告をする必要があります。なお必要な報告を怠った場合、指名停止措置を行う場合があります。

不当要求により、工期に遅れが生じる場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行ってください。

#### 6. 指名停止等措置

福岡県警察からの通知により、久留米市の競争入札参加資格有資格者（有資格者）が暴力団関係業者であることが分かった場合には、久留米市指名停止等措置要綱別表第3「暴力的組織等に対する措置基準」に基づき指名停止を行います。

また、有資格者でない場合には、市発注工事等からの暴力団と関係のある下請業者の排除措置要綱に基づき、下請契約、資材又は原材料の購入契約等から排除します。

#### 7. 工事成績評点

指名停止等の措置が行われた場合の当該工事に関する工事成績評定は、評価項目「法令遵守等」を適用し、減点を行います。

#### 8. 指名停止業者の情報

指名停止措置又は排除措置の対象となった場合、業者名を久留米市ホームページで公表します。請負者（元請負人）においては、下請負人の選定にあたり暴力団関係業者を選定しないよう留意が必要です。

久留米市役所総務部契約課

Tel : 0942-30-9171